

産業廃棄物収集運搬業許可証

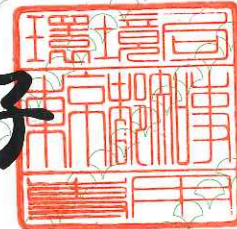
住所 東京都江戸川区大杉四丁目10番16号

氏名 有限会社木村産業
代表取締役 岩崎 孝二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 3月26日

許可の有効年月日 令和 8年 3月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上8種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上8種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 江戸川区大杉四丁目11番11号

(2) 江戸川区大杉四丁目10番17号

(3) 江戸川区大杉四丁目7番6号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として、2（1）及び（2）の施設は8時から19時まで、2（3）の施設は8時から20時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は、全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 3月 26日 新規許可

令和 3年 3月 26日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



東京都

(裏面)

2 積替え保管施設

(1)

施設所在地:

江戸川区大杉四丁目11番11号

施設面積: 454.25m²

最大保管高さ: 1.44m

産業廃棄物の種類	保管量
廃油	ドラム缶1本 : 0.2m ³
廃プラスチック類	鉄カゴ1個 : 3.5m ³
	コンテナ2個 : 16.0m ³
紙くず	フレコンバック1個 : 1.0m ³
木くず	コンテナ2個 : 16.0m ³
繊維くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
金属くず	鉄カゴ2個 : 7.0m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
がれき類	コンテナ1個 : 8.0m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ4個 : 32.0m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶1本 : 0.2m ³
保管量合計 : 99.9m ³	

(2)

施設所在地:

江戸川区大杉四丁目10番17号

施設面積: 329m²

最大保管高さ: 1.44m

産業廃棄物の種類	保管量
木くず	コンテナ2個 : 16.0m ³
繊維くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
保管量合計 : 32.0m ³	

(3)

施設所在地:

江戸川区大杉四丁目7番6号

施設面積: 816m²

最大保管高さ: 2.38m

産業廃棄物の種類	保管量
廃油	ドラム缶1本 : 0.2m ³
廃プラスチック類	コンテナ2個 : 16.0m ³
	コンテナ2個 : 27.2m ³
紙くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
木くず	コンテナ1個 : 13.6m ³
繊維くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
金属くず	コンテナ2個 : 16.0m ³
	鉄カゴ3個 : 10.5m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個 : 8.0m ³
がれき類	コンテナ2個 : 16.0m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	コンテナ4個 : 32.0m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶1本 : 0.2m ³
保管量合計 : 155.7m ³	

(以下余白)